

報告第 33 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市三郷明盛 3280 番 1 先 市道三郷 1404 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 28 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市豊科 5708-2

氏名 日本郵便株式会社 豊科郵便局

2 事故の概要

令和 3 年 7 月 20 日、被害者の軽自動車アパートへの配達業務の途上、その駐車場に入ろうとして市道沿いの側溝を横断したところ、グレーチングの端部を跳ね上げ、ミッションオイルケースと車体を損傷したものの。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため安曇野市の過失を 100% とする。

よって安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 55,968 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。